

I - 2 狛江市立狛江第一小学校いじめ防止基本方針

狛江市立狛江第一小学校
統括校長 所 水奈

1 いじめの定義

「いじめ」とは（「児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」から）

当該児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（不作為によるインターネットを通じて行われるものを含む）によって当該児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行う。

2 本校におけるいじめ防止に関する基本認識

いじめは、掛け替えのない児童の生命を奪うことがあるだけでなく、いじめに関わった全ての児童の人間形成に多大な影響を与え、人と人との関係を破壊することにもつながる深刻な問題である。

本校においては、1で示した「いじめの定義」に基づき、全ての教職員が、「いじめは、どの学年、どの学級でも起こり得るものである」という基本認識のもと、いじめに対して「するを許さず」、「されるを責めず」、「いじめに第三者なし」を基本に据え、以下の5点を共通で認識し、全校児童が、いじめのない安心・安全で、楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめを防止するための基本方針を策定する。また、このことは本校において編成する教育課程にも位置付けることとする。

- ・ いじめの未然防止や早期発見・早期対応は、児童の成長・発達にとって極めて重要であると受け止める。
- ・ 「いじめられる側に問題がある」という見方をしない。
- ・ いじめであるか否かは、被害を受けている者の受け止め方で判断する。
- ・ いじめは人権侵害、差別の問題として受け止める。
- ・ いじめには、加害者、被害者の関係だけでなく、観衆や傍観者の存在も視野に入れる。

3 本校における重大ないじめを防止するための手立て

重大ないじめを防止するための手立てとして次の4点を掲げ、意図的・計画的に取り組むこととする。

- (1) いじめを生じさせない学校づくりに努める。（いじめの未然防止）
- (2) WEB・QU 等を活用し、いじめの芽をできる限り早く見付けるとともに、当該児童の安全を確保しながら、様々な手段を講じて対応に当たる。（いじめの早期発見・早期対応）
- (3) いじめ問題に全校教職員で取り組むための組織づくりを図る。（学校いじめ対策委員会の設置）
- (4) いじめ問題について、家庭や地域、関係諸機関等から理解を得られるように努め、連携して対応することができるようにする。（家庭や地域、関係機関との連携）

それぞれの詳細は下記の通りとする。

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① いじめをしない、させない雰囲気づくり
 - 都「ふれあい月間」と連動し、学級指導において、いじめの未然防止に関わる話を年2回以上行う。
 - 心のアンケートなどを通して、児童一人一人の心の在り様を把握するとともに、有事の際に児童が誰かに相談しやすい環境の整備に努める。
 - 道徳科の授業において「命の大切さ」や「いじめの未然防止」をテーマとした授業を学期に1回以上実施する。
- ② 児童一人ひとりが安心感をもって生活できる環境の整備
 - 養護教諭を窓口とし、児童も保護者もいつでもSCに相談できる環境が整備されていることを学校だよりにて周知する。
 - WEB-QU アンケート調査に基づき、児童一人ひとりの心の有り様を把握した上で、個と集団との関わりをより円滑にするための様々な活動を意図的・計画的に取り入れる。特に、変動の激しい児童や、連続して不満足群や非承認群に入っている児童への対応を心掛ける。
 - 一人ひとりが学校の中で活躍できる場をつくり、学校が児童にとって居心地の良い場所となるようにする。
 - 他者との関わりを円滑に行うことができるようにするため、学年の進行に応じて必要とされるスキルを向上させるための、SST等を組み入れた授業を年間指導計画の中に位置付け、実施する。
- ③ 人との温かな関わりを味わう学習活動の推進
 - 互いの考えや意見を交流する場面を授業に積極的に取り入れるとともに、それらを「認め合い」「支え合い」「高め合う」ための具体的な言動の仕方を身に付けられるようにする。
 - 特別活動を通して異学年との交流を深め、他者と円滑に関わり合う力を高めるとともに良さを感じられるようにする。
- ④ 学校評価の実施
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、見直しを継続的に行う。
- ⑤ 校内研修の実施
 - すべての教職員がいじめ問題への対応について共通理解を図れるように、年に3回、いじめ防止および安心・安全な場づくりに関する校内研修を実施する。

(2) いじめの早期発見・早期対応への取組

- ① いじめの早期発見のために行うこと
 - 日頃から児童とコミュニケーションを密にとり、何でも話し、相談できる信頼関係の構築に努める。
 - 日頃の行動や生活の様子をWEB-QU アンケートの結果と照らし合わせながら見守り、微細な変化を見逃さずに対応できるようにする。
 - WEB-QU アンケートや、ふれあい月間と連動したアンケート調査等から、児童の悩みや意識の変化を把握し、相談にのったり、面談を行ったりする。
- ② 「いじめかな？」と感じたときに行うこと
 - 速やかに学年団や専科など、他の教員に相談し、一人で抱え込まずに、複数の目で対応する。
 - いつもとは異なる様子や行動について、それらの背景や児童間の関係などの聞き取りを通して、全体像の正確な把握に努める。また聞き取りを行う際には被害児童、加害児童双方の話を公正且つ共感的に聞くようにする。
 - いじめに関する情報の発信者が被害に合わないよう配慮するとともに、傍観者へのはたらきかけを

並行して行う。また、加害児童やその周囲にいる児童の心情を把握し、慎重に対応及び指導を行う。

- 指導にあたっては、学年・生活指導部・特別支援教育コーディネーターなどと連携し、組織的に対応にあたるようにする。

③ いじめ問題への対応を行う際の対象について

- いじめられている児童への指導・援助
- いじめている児童への指導
- いじめの周囲にいる児童への指導

(3) 学校いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校に「学校いじめ対策委員会」を設置する。本委員会は、管理職、当該学級担任、生活指導主任を軸に、必要に応じて、養護教諭、当該学年担任、既存の生活指導部、SC等を加えて構成する。

既存する生活指導部の役割

週1回行われる生活指導夕会において、問題傾向のある児童についての情報共有を行い、部会で現状や指導の具体について協議し、全校での組織的対応につなげる。また、いじめ防止に関する実効的な措置を行うことができるよう、次の3点について取り組むとともに、取組に関する評価を行い、改善を図るようにする。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

学校いじめ対策委員会の役割

いじめが発生した際の実事確認及び指導方針や指導体制を協議し、いじめられている児童の心的安全を最優先に、問題の早期解決のための対応を行う。

(4) いじめ問題に関わる家庭や地域、関係機関との連携

いじめが確認された場合には、いじめを受けた児童の保護者に事実関係を伝え、当該児童とその保護者に対する支援を行うとともに、いじめを行った児童の保護者に対しても、事実関係及び今後の対応を伝えていく。なお、事実確認により判明した、いじめに関する情報について適切に共有し、学校と家庭との連携を円滑に行うことができるよう配慮する。

児童に対する支援・援助が学校外の広範囲にわたる場合や、専門的な支援・援助が必要となる場合は、狛江市教育支援センターや、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関と積極的に連携を図るようにする。

連携体制の充実を図るため、次の3点について、年度当初など適切な時期に周知する。

- ① いじめに関する情報や訴えがあった際には、担任一人が抱え込むことなく、校内で共通理解を図り、解決に向けて学校全体で取り組むこと。
- ② 日頃から、児童や学校の取組に関わる情報を保護者等に提供し、信頼関係を築いておくとともに、保護者からの相談に対しては、誠意のある対応を心掛けること。
- ③ 必要に応じて、狛江市教育支援センターや、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関と連携を図り、対応すること。

4 いじめ問題に関わる重大事態への対応

【いじめ防止対策推進法】

第28条第1項

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校のもとに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記のような緊急かつ重大ないじめ事案等生活指導上の問題が明らかになった場合には、次の6点について対応及び実施に向けた検討を行う。

- ① 市教育委員会指導室への報告と連携
- ② 被害児童に対する複数の教員による保護と対応に関する情報共有
- ③ 被害児童に対する緊急避難措置
- ④ 加害児童に対する懲戒や出席停止等の措置
- ⑤ 警察への相談・通報や児童相談所との連携
- ⑥ 本件に関わる保護者会の開催

5 その他

- (1) 本基本方針は、平成26年4月1日より、施行する。（令和6年4月一部改定）